



がん保障付住宅ローン

所定のがんになったらローン残高が0円になる
安心の保障

所定の

がん

と診断されたとき^{*1}

入院の有無などは問わず診断確定でお支払いします
がんが治ってもローン残高は0円のままです

ローン
残高が

0

円

になります



所定のがんにより**先進医療の療養**を受けたとき^{*2}

通算最大

1,000万円

まで先進医療の技術料と同額を
お支払いします
(1回500万円限度、通算1,000万円限度)



所定の**上皮内がん・皮膚がん**と
診断されたとき

一時金

30万円

をお支払いします
(保険期間中1回)



**死亡^{*3}・所定の高度障がい状態^{*4}に
該当したとき
余命6ヵ月以内^{*5}と判断されたとき**

ローン残高が

0円

になります



イオン銀行の
がん保障付住宅ローンは

上乗せ金利

0.1%

でもしにも備える^{*6}



※がん保障付住宅ローンとは、がん保障付きローン商品向け団体信用生命保険のことです。

*1 がんの保障について、「上皮内がん(上皮内新生物)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)」は、保障の対象となりません。
「上皮内がん(上皮内新生物)」には大腸の粘膜内がん、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤がんを含みます。

*2 先進医療とは、療養を受けられた日時時点で厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関に適合する療養をいいます。医療技術や実施機関等については変更されることがあります。療養を受けた日時時点で該当しない場合は、保障の対象となりません。

*3 【死亡について】被保険者が保険期間中に死亡されたことをいいます。

*4 【所定の高度障がい状態について】被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病により以下のいずれかの状態に該当されたことをいいます。

①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*5 【余命6ヵ月以内について】被保険者が保険期間中に余命6ヵ月以内と判断されるときをいいます。

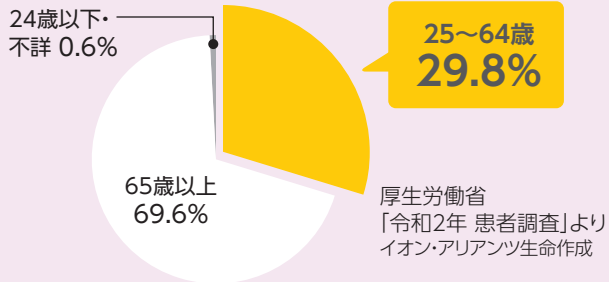
*6 イオン・アリアンツ生命のがん保障付きローン商品向け団体信用生命保険にお申込みいただいたお客さまが対象です。2023年4月時点の内容で、将来変更されることがあります。

保険金・給付金のお支払いには所定の制限があります。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。

がん患者の約4分の1は、
働く世代の方が占めています



● がん(悪性新生物)総患者数の年代別割合*



がんの治療と仕事の両立に備え、
ローン残高保障で家計の負担を軽減します

先進医療の療養を受けるときは、
技術料の全額が自己負担となります

● がん先進医療の費用例

重粒子線治療	3,162,781円
陽子線治療	2,692,988円

厚生労働省「第117回先進医療会議 令和4年度実績報告
(令和3年7月1日~令和4年6月30日)」より
イオン・アリアンツ生命作成



高額になりやすい先進医療費を保障します

がんに罹患される方のうちおよそ10%は、
上皮内がんといわれる「上皮内新生物」です

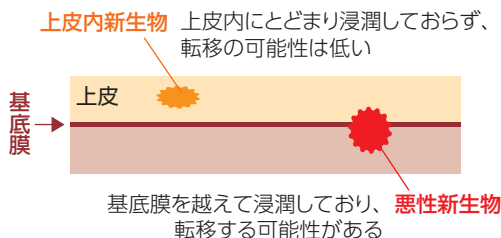
● 上皮内がんと診断された割合*

※2019年にがんと診断された方1,123,038人、うち上皮内がんは
123,963人 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・
統計」(全国がん登録)より



治療負担の少ない段階のがんもサポートします

? 上皮内がん(上皮内新生物)とは



*上記の各データは、イオン・アリアンツ生命の「がん保障付きローン商品向け団体信用生命保険」の保障対象となる疾病とは必ずしも一致しません。
当該商品の保障対象となる疾病の範囲は「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。

● 保障内容

がんの保障	責任開始日(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後、保険期間中に所定の悪性新生物に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき、債務残高相当額のがん診断給付金をお支払いします。
がん先進医療の保障	責任開始日(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後、保険期間中に所定の悪性新生物に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された悪性新生物を直接の原因とする先進医療による療養を受けた場合、または悪性新生物に生まれて初めて罹患し、先進医療による療養により診断確定された場合に、先進医療に係る技術料と同額(1回の療養につき500万円、通算1,000万円を限度)をお支払いします。
上皮内がん・ 皮膚がんの保障	責任開始日(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後、保険期間中に所定の上皮内新生物または生まれて初めて所定の皮膚のその他の悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合、上皮内がん・皮膚がん診断給付金をお支払いします。(保険期間中1回)

保障開始日はローンお借入日(保険加入日)から90日を経過した日の翌日からとなります。
保障開始日前に罹患したがん・上皮内がん・皮膚がんは、医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。

- この資料は、イオン銀行の保障付住宅ローンをご検討されるお客さまのために、保障内容の概略を抜粋して説明したものです。
ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報で、保障内容をご確認ください。
- お客さまの告知の内容等により保険会社をご加入をお断りする場合があります。
- ご契約予定の住宅ローンが成立しなかった場合は、保障の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。
- 保障付住宅ローンのご利用条件等については、イオン銀行まで直接お問い合わせください。

お申込みについては正式審査お申込み時にイオン銀行マイページよりできます。
詳しくはイオン銀行ホームページ、または店頭にてお問い合わせください。

引受保険会社

イオン銀行

イオン銀行
ローン専用ダイヤル

0120-48-1258

営業日時はホームページをご参照ください。

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

カスタマーサービスセンター

(受付時間 年中無休 平日9:00~18:00 土日・祝日10:00~17:00)

0120-649-720

<https://www.aeon-allianz.co.jp>

A786-230327(2023.4)